

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
不 利 益 処 分 名	危険物施設の緊急使用停止命令等
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第12条の3第1項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。</p> <p>通 達 消防法の一部を改正する法律について(S 4 9 . 6 . 2 5 付け消防予第91号、消防安第66号) 第2の2 緊急時の措置(1)</p>
	基 準
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)